

第6章 地域資源の保存・保全・活用に関する措置

6-1. 措置（アクションプラン）策定の基本方針

本計画の目指す将来像、及び課題に基づいて設定された3つの基本方針「知る（調査・研究、普及啓発）」「守る（保存・管理・継承、整備、防災・防犯）」「活かす（観光・地域振興）」に沿って策定された措置を計画的に実施していきます。

6-1-1. 財源

措置は、国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）、県費、市費、その他助成金、民間資金等も活用しながら進めていきます。

6-1-2. 取り組み主体・組織

（1）南九州市

①文化財保護

南九州市文化財課・南九州市知覧特攻平和会館

②文化振興

南九州市教育委員会社会教育課文化振興係

③学校教育

南九州市教育委員会学校教育課学校教育係・市立小中学校

④社会教育

南九州市教育委員会社会教育課社会教育係

⑤観光

観光商工観光課観光交流係

⑥産業振興

商工観光課商工水産係・耕地林務課・畜産課・茶業課

⑦都市計画

都市政策課都市計画係

⑧コミュニティプラットフォーム事業

まちづくり推進課共生・協働推進係

⑨地区公民館

まちづくり推進課公民館係・各地区公民館

⑩公立博物館・資料館

南九州市立博物館ミュージアム知覧・知覧特攻平和会館・南九州市立穎娃歴史民俗資料館（休館中）・南九州市立川辺郷土資料室（休館中）・南九州市立齋藤彦松梵字資料室（休館中）

⑪公立図書館

南九州市立知覧図書館・南九州市立穎娃図書館・南九州市立川辺図書室

⑫文化財関係の委員会・審議会等

南九州市文化財保護審議会、南九州市伝統的建造物群保存地区保存審議会、南九州市博物館等協議会、南九州市薩南文化編集委員会



(4) 団体・個人

①伝統芸能保存団体その他団体等

知覧水車からくり保存会、上山田太鼓踊り保存会他無形民俗文化財保存会、南九州市商工会、南九州市観光協会、知覧武家屋敷庭園保存会、鹿児島県川辺仏壇協同組合、川辺町史談会、知覧町史談会、知覧麓ラボ

② NPO 法人等

NPO 法人「颯娃おこそ会」、NPO 法人「いっしょき宮脇」、リバーバンク

③所有者・管理者

指定等文化財の所有者・管理者・伝承者・伝承団体

6-1-3. 事業期間

各アクションプランの事業期間を、前期・中期・後期に分けました。

前期を令和 5（2023）年度上半期から令和 8（2026）年度上半期、中期を令和 8 年度下半期から令和 11（2029）年度上半期、後期を令和 11 年度下半期から令和 14（2032）年度下半期までとします。

それぞれの期間の終期には、実施した各アクションプランの実績について見直し及び次期への準備等を行い、必要に応じて事業内容・事業期間の変更を行うものとします。

6-2. アクションプラン

6-2-1. 「知る」ための方針とアクションプラン

(1) 調査・研究に関する方針

未指定文化財を含んだ地域資源を総合的に把握するための調査を、関係機関や市民等と協力・連携しながら持続的に行うとともに、所在や内容の把握を進めます。具体的には、未調査事項を中心に、埋蔵文化財の学術調査、市内城館の分布調査、無形民俗文化財の把握調査、市内石造物の把握調査、市内貴重生物の分布調査、指定等文化財の現況確認調査を実施します。また、埋蔵文化財調査に関連して、遺跡の適切な管理と整備を図るため、開発に伴う周知の遺跡の試掘、範囲確認調査、内容確認調査、学術調査、遺跡地図及び遺跡台帳の随時更新等を実施します。なお、高水準の調査を持続するために、専門職員の計画的な確保・人材育成に努めていきます。

さらに、未指定文化財の学術的評価を進め、文化財指定等につなげるとともに、報告書やパンフレット等の刊行を継続的に行います。

調査研究に関するアクションプランは次の通りです。アクションプランの番号については、1＝知る、2＝守る、3＝活かす、で大きく分類し、それぞれ枝番をつけています。また財源及び主体については、◎＝主に行う、○＝関係する、補助する、という区別をつけています。

(2) 普及啓発に関する方針

南九州市内の多彩な地域資源を効果的に伝えるために、教育・学習のニーズを把握し、興味を引き出す戦略的な取り組みを行います。また、把握した情報を基に、地域資源を活かした教育・学習の多様な機会づくりを官民で連携しながら取り組みます。

本市の地域資源が持つ価値や魅力を伝えていくため、研究成果を活かした博物館展示や



講座等の開催の他、発掘調査の成果を伝えるための遺跡見学会や発掘調査速報展を開催し、情報発信と普及啓発に努めます。

官民で連携し、利用可能な地域資源の抽出と活用方法の検討を進めたうえで、情報通信技術 (ICT) を活用し、情報をどこにいても入手できるよう、市ホームページ等の有効活用に取り組みます。

表6-1 調査・研究に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
1 — 1	埋蔵文化財の学術調査 史跡の発掘調査を実施し、市民向け説明会で周知を図り報告書を刊行する。	○	○	○	—	—	◎	○	○	○	文化財課			→
1 — 2	市内城館分布調査 市内に所在する城館跡の現状把握のため、文献調査・発掘調査等を実施し、報告書・パンフレット等を刊行する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課		→	
1 — 3	無形民俗文化財把握調査 市内に伝承されている無形民俗文化財の現状把握のための聞き取り調査、映像記録を実施し、報告書を刊行する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課		→	
1 — 4	市内石造物把握調査 市内に所在する石造物の情報整理・調査を実施し、報告書・パンフレット等を刊行する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課			→
1 — 5	市内寺院跡把握調査 寺院跡について文献調査・現地調査等を実施し、報告書・パンフレット等を刊行する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課		→	
1 — 6	神社建築把握調査 各神社の社殿の既存情報を整理し、平面図等を作成する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課	→		
1 — 7	市内貴重生物分布調査 貴重な動植物の分布に関する情報整理・調査を実施し、報告書・パンフレット等を刊行する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課			→
1 — 8	地域資源（未指定文化財）の調査及び把握 文化財課を中心に地域団体、地区公民館、学校等とともに調査を実施する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課	→		
1 — 9	指定等文化財の定期的な巡視 市内に所在する指定等文化財を定期的に巡視し、現状把握に努める。	—	—	○	—	—	◎	—	—	—	文化財課			→



また、文化財の保存対策を行ったうえで、文化財を観光資源として活用していく事は、観光客に今まで知られていなかったような文化財にも目を向ける手法として有益と考えられます。

さらに、本市の歴史文化への関心を持続させ、リピーターを増やしていくために、サインや拠点施設、便益施設等の更新を図るとともに、来訪者の回遊動線の把握に基づく効果的な情報発信や誘導に取り組む等、情報の継続的な発信に取り組めます。

この他にも、市民や来訪者が歴史文化への理解をより深める事ができるよう、ガイド人材の育成やガイダンス施設の整備にも取り組めます。

6-2-2. 「守る」ための方針とアクションプラン

(1) 保存・管理・継承に関する方針

地域資源の総合的な調査・研究を行い、その成果を踏まえて、保存・継承の観点から維持管理を実施します。また、調査によって新たに価値を有する事が明らかになった文化財については、文化財指定により法的に保護を図っていきます。

さらに、無形文化財および無形民俗文化財の継承者を確保するため、市民等への啓発、練習活動につながる発表機会の提供、保持団体の保存継承活動への支援を行うよう努めていきます。ただし、やむを得ず継承が困難になる事が想定される場合には、将来の活動再開に備え記録作成等を検討していきます。

加えて、文化財を良好に維持していくためには、適切な周期での保存修理の実施およびその技術の継承が必要です。博物館展示用のレプリカの作成、適切な周期での保存修理の実施等により、修理技術の継承や原材料の確保にもつなげていきます。



写真6-1 発掘調査現地説明会



写真6-2 勝目地区公民館講座



写真6-3 清水磨崖仏ワークショップ



写真6-4 ミュージアム知覧の民具展示



表6-2 普及啓発に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
1 — 10	南九州市文化財ガイドブックの改訂 ガイドブックの内容を随時見直し、改訂版を刊行する。	—	—	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課		→	
1 — 11	指定文化財パンフレット・リーフレットの発行及び改訂 指定文化財個別及び分野別のパンフレット・リーフレット等を発行し、必要に応じて改訂する。	—	—	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課	→		
1 — 12	茶れんじ隊の実施 市内の歴史文化を知るための体験学習プログラムを企画・実施する。	—	—	○	—	—	◎	○	○	○	社会教育課、文化財課	→		→
1 — 13	郷土教育の推進 各校区の地域資源を題材とした郷土教育を実施する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	学校教育課 各小中学校	→		→
1 — 14	薩南文化講演会・川辺歴史文化講演会の開催 市内の地域資源を題材とした講演会を開催する。	—	—	○	—	—	○	○	○	◎	社会教育課 (指定管理者)	→		→
1 — 15	ミュージアム知覧企画展 館収蔵品を中心とした企画展を開催する。	—	—	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課	→		→
1 — 16	知覧特攻平和会館企画展 館収蔵品を中心とした企画展を開催する。	—	—	○	○	—	◎	○	○	○	知覧特攻平和会館	→		→
1 — 17	『南九州市史』（郷土史）刊行の検討 南九州市全域の郷土史の刊行を検討する。	○	○	◎	○	—	◎	○	○	○	未定			→
1 — 18	郷土研究誌『南九州市 薩南文化』の刊行 南九州市及びその周辺の歴史文化に関する原稿を収集し、刊行する。	—	—	◎	—	—	◎	○	○	○	文化財課	→		→
1 — 19	『ミュージアム知覧紀要・館報』の刊行 職員及び研究者等による研究成果をまとめた紀要を刊行する。	—	—	◎	—	—	◎	○	○	○	文化財課	→		→



表6-3 普及啓発に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
1 — 20	『知覧特攻平和会館紀要』の刊行 職員・学芸員及び研究者等による研究成果をまとめた紀要を刊行する。	—	—	◎	—	—	◎	○	○	○	知覧特攻平和会館			→
1 — 21	「広報 南九州」文化財関連記事掲載 市内に受け継がれている伝統行事や郷土料理等、身近な地域資源を紹介する。	—	—	◎	—	—	◎	—	—	—	企画課、文化財課			→
1 — 22	ボランティアガイドの育成 指定文化財を含む地域資源の理解を深め、市内外からの来訪者へ説明できるボランティアガイドを育成する。	○	○	◎	○	—	◎	○	○	○	商工観光課、文化財課			→
1 — 23	コミュニティバス「ひまわりバス」を利用した地域資源巡り 停留所周辺の地域資源を組み合わせたコースを検討し、広報のうえ実施する。	○	○	○	○	—	◎	—	○	○	企画課、文化財課			→
1 — 24	自然環境に関する学習機会の提供 森林・農地・海岸・河川等の自然環境や動植物を学ぶ機会を提供する。	○	○	◎	○	—	◎	○	○	○	耕地林務課、市民生活課、文化財課			→
1 — 25	指定等文化財標柱・説明板等の設置・更新 既存の標柱等の現状を確認したうえで、統一したデザインを検討し、順次設置・更新を行う。	○	○	◎	○	—	◎	—	○	○	文化財課			→
1 — 26	インターネットを利用した広報の充実 市公式ホームページや各SNSを利用した地域資源の情報発信を行う。	○	○	◎	○	—	◎	—	—	○	文化財課、企画課			→



表6-4 保存・管理・継承に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
2 — 1	南九州市文化財保護審議会の開催 南九州市の文化財保護行政に対し、指導・助言を行う。	—	—	◎	—	—	◎	○	○	○	文化財課			→
2 — 2	南九州市伝統的建造物群保存地区保存審議会の開催 南九州市・知覧伝統的建造物群保存地区で実施する各事業に対し、指導・助言を行う。	—	—	◎	—	—	◎	○	○	○	文化財課			→
2 — 3	南九州市博物館協議会の開催 ミュージアム知覧等の博物館業務に対し、必要な指導・助言を行う。	—	—	◎	—	—	◎	○	○	○	文化財課			→
2 — 4	鹿児島県指定文化財保護事業 本市に所在する県指定文化財に対する補助事業の円滑な実施のため、情報収集、サポート等を行う。	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	文化財課			→
2 — 5	新たな市指定文化財の指定 未指定文化財・地域資源で指定の価値があるものについて、指定を受けられるように活動する。	○	○	◎	—	—	◎	○	○	○	文化財課			→
2 — 6	市指定文化財補助 市指定文化財の修理・活用のための補助を実施する。	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	文化財課			→

(3) 防災・防犯に関する方針

指定等文化財（建造物）については、火災報知機や避雷針をはじめとした防火設備の設置・点検を適宜行い、周辺住民の協力のもと、定期的な消防訓練を実施します。そして、それぞれの文化財の状況に応じた適切な防災・防火対策を進め、地域の自主防災組織と連携した活動を推進します。

大雨・台風等は、特に建造物や巨木、名木への被害が懸念されることから、ハザードマップへの文化財情報の反映にあわせて、所有者のみならず、日常からの地域での見守り活動等を進め、防災意識の向上を推進します。

予防の措置として、事前に、盗難・災害が発生した場合の連絡体制を整備しておき、文化財課を窓口として、県文化財保護課や近隣の博物館、文化財レスキュー等と協力し、適切な対応ができる体制を構築します。また、文化財ハザードマップの整備等を通して、対象文化財の実態把握を行い、被災した際の様々なりスクを想定し、文化財の破損や盗難被



害等が発生した場合に備えます。文化財の所有者等と地域の住民等が地域の防災・防犯について共助体制を構築する事は、文化財を守るだけでなく、これを核とした地域コミュニティの再構築につながる可能性もあります。文化財とその周辺地域を一体的に捉え、地域全体の防災力を向上させる体制の整備を進めます。

表6-5 保存・管理・継承に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
2 — 7	知覧型二ツ家・旧高城家住宅茅葺屋根維持管理 伝建地区内の茅葺屋根を維持するため、日常的に管理・修理等を実施する。	○	○	◎	○	—	◎	○	○	○	文化財課			→
2 — 8	収蔵品の詳細調査及びレプリカの作成 各館の収蔵品の詳細調査を実施し、後世に伝えるためのレプリカを作成する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	—	知覧特攻平和会館、文化財課			→
2 — 9	文化財保護指導員による巡回 国・県指定等文化財の現状把握のため巡回調査を実施し、報告する。	○	○	—	—	—	○	◎	—	—	文化財課			→
2 — 10	既存公園の整備・維持管理体制の構築 市民や観光客が地域資源と触れ合う場として、地域資源関連の既存公園の整備・維持管理体制を構築する。	○	○	◎	○	—	◎	○	○	○	都市政策課			→
2 — 11	鹿児島県立自然公園の管理・保全（海岸線の景観の保全） 海岸線の環境・景観を保全するための現況調査・日常管理を行い、必要に応じて規制する。	○	◎	○	○	—	—	◎	○	○	市民生活課			→
2 — 12	知覧水車からくりの保存・継承 後世に伝えるため、保存会の活動を支援する。	—	—	◎	○	○	○	—	○	◎	文化財課			→
2 — 13	無形民俗文化財の活動支援 市内で伝承されている無形民俗文化財の伝承活動を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	文化財課			→
2 — 14	川辺仏壇振興事業 国の伝統的工芸品「川辺仏壇」の販路拡大、後継者育成のための事業を実施する。	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	商工観光課			→
2 — 15	無形民俗文化財披露機会の確保 市内で伝承されている無形民俗文化財が披露できる機会を確保する。	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	文化財課、社会教育課			→



(2) 整備に関する方針

地域資源の総合的な調査・研究を踏まえて、指定等文化財の整備を実施します。史跡については、保存活用計画の策定を進め、公有地化、指定範囲の追加、史跡整備により、良好な保存管理と活用を図ります。

地域資源を活用し、地域の魅力を高め、住民生活に配慮しながら来訪者を満足させる受け入れ体制を整えるため、案内解説と施設整備の総合的な充実を目指します。

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
2 — 16	未指定文化財・地域資源の看板等設置 地域で親しまれている未指定文化財・地域資源の説明板・案内板を、わかりやすいデザインで設置する。	—	—	○	○	—	◎	—	○	○	文化財課、まちづくり推進課			→
2 — 17	国指定史跡「知覧城跡」整備 保存活用計画を策定し、登城道の整備、トイレ設置、矢印案内板の設置等を検討・実施する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課			→
2 — 18	国選定「南九州市知覧重要伝統的建造物群保存地区」整備事業 伝建地区を維持するため、国・県の指導を受けながら、個人所有物件の整備事業を実施する。	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	文化財課、都市政策課			→
2 — 19	重要伝統的建造物群保存地区の環境整備 補助事業で整備を進めつつ、保存活用計画・防災計画の策定を目指す。	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	文化財課、都市政策課、防災安全課			→
2 — 20	国選定「南九州市知覧重要伝統的建造物群保存地区」整備事業（直接事業） 伝建地区を維持するため、国県の指導を受けながら、市所有物件の整備事業を実施する。	○	○	○	○	—	◎	○	—	—	文化財課、商工観光課			→



表6-7 整備に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
2 — 21	県指定史跡「清水磨崖仏」の保存・整備 専門家の指導を受け調査を実施し、保存活用のための検討委員会を設置する。	○	○	○	○	—	◎	○	—	○	文化財課			▶
2 — 22	県指定史跡「颯娃城跡」の保存・整備 専門家の指導を受け調査を実施し、保存活用のための検討委員会を設置する。	○	○	○	○	—	◎	○	—	○	文化財課			▶
2 — 23	景観条例に基づく街並み整備 ワークショップを開催し、市民の意向を反映したうえで整備を実施する。	○	○	○	○	—	◎	○	◎	○	都市政策課、文化財課			▶
2 — 24	国登録有形文化財の整備 国登録有形文化財に登録されている建造物を観光振興・地域振興の拠点として整備する。	○	○	○	○	○	◎	○	◎	○	文化財課			▶

(3) 防災・防犯に関する方針

指定等文化財（建造物）については、火災報知機や避雷針をはじめとした防火設備の設置・点検を適宜行い、周辺住民の協力のもと、定期的な消防訓練を実施します。そして、それぞれの文化財の状況に応じた適切な防災・防火対策を進め、地域の自主防災組織と連携した活動を推進します。

大雨・台風等は、特に建造物や巨木、名木への被害が懸念される事から、ハザードマップへの文化財情報の反映にあわせて、所有者のみならず、日常からの地域での見守り活動等を進め、防災意識の向上を推進します。

予防の措置として、事前に、盗難・災害が発生した場合の連絡体制を整備しておき、文化財課を窓口として、県文化財保護課や近隣の博物館、文化財レスキュー等と協力し、適切な対応ができる体制を構築します。また、文化財ハザードマップの整備等を通して、対象文化財の実態把握を行い、被災した際の様々なリスクを想定し、文化財の破損や盗難被害等が発生した場合に備えます。

文化財の所有者等と地域の住民等が地域の防災・防犯について共助体制を構築する事は、文化財を守るだけでなく、これを核とした地域コミュニティの再構築につながる可能性も



写真7-5 颯娃城跡・防災施設
トレッキング



あります。文化財とその周辺地域を一体的に捉え、地域全体の防災力を向上させる体制の整備を進めます。

表6-8 防災・防犯に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
2 — 25	防災計画における文化財所在地情報の反映 市内の文化財所在地の情報を共有し、防災計画改訂版へ反映させる。	○	○	○	○	—	◎	○	◎	○	防災安全課、文化財課			→
2 — 26	災害時における文化財被害の早期把握体制の構築 被災する可能性の高い文化財を把握し、災害発生の際に迅速に調査・情報共有を行う体制を構築する。	○	○	○	○	—	◎	○	◎	○	文化財課、防災安全課			→
2 — 27	文化財防火デー防火訓練の実施 分遣署・消防団・地域市民とともに、建造物等を対象とした消防訓練を行う。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課、防災安全課			→
2 — 28	伝建地区における防災施設の更新 消火栓等の更新を進め、自主防災組織の結成・訓練、市民・観光客のための避難経路を設定する。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	文化財課、防災安全課			→
2 — 29	防災・防犯としての指定等文化財の定期的な巡視 屋外に所在する指定等文化財を定期的に巡視するとともに、所有者・管理者への声掛けを実施し、盗難等に備える。	—		○	—	—	◎	○	○	○	文化財課			→

6-2-3. 「活かす」ための方針とアクションプラン

(1) 観光に関する方針

南九州市の歴史文化に多く触れてもらえるように、滞在型の観光を目指します。そのため、史跡としての活用を推進し、歴史文化に根差した史跡景観の復元等を行うための自主財源の確保に努めます。また、史跡地や文化遺産を有効に活用し、ユニバーサルデザインを考慮しつつ、広域も含めた回遊ルートと施設の充実に取り組みます。

さらに、来訪者が楽しみながら本市の歴史文化への理解を深められる滞在型コンテンツの充実に取り組みます。

近年、ユニークベニュー（文化財を会場としたイベント活用等）が、文化財の新たな活用方法として全国的に進められています。南九州市においても、石切場におけるコンサート演奏等を行っており、文化財の新たな活用方法について検討していきます。



表6-9 観光に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
3 — 1	地域資源マップの作成・地域資源巡りの開催 地区公民館ごとに地域資源マップを作成し、地域資源巡りを開催し、地区内外の市民の興味・関心を高める。	○	○	○	○	—	◎	○	—	◎	まちづくり推進課、文化財課			→
3 — 2	地域資源を活かした観光コースの確立 関連文化財群を中心とした観光コースを設定する。	○	○	○	○	—	◎	○	—	◎	商工観光課、文化財課			→
3 — 3	グリーン・ツーリズムの推進 市内の地域資源を把握し、グリーン・ツーリズム協議会と情報共有し、体験活動を設定する。	○	○	○	○	—	◎	—	—	◎	商工観光課、文化財課			→
3 — 4	指宿枕崎線を活用した観光客誘致 利用者増加につなげるための看板設置やツアー実施を検討する。	○	○	○	○	—	○	○	—	◎	企画課、商工観光課			→
3 — 5	南薩鉄道知覧線跡の活用 廃線となった知覧線の現況を調査し、駅跡の看板設置、廃線駅跡巡りツアーの実施を検討する。	○	○	○	○	—	○	○	—	◎	文化財課、商工観光課			→
3 — 6	魅力ある観光資源の発掘と活用 指定等文化財をはじめとする地域資源を観光資源とするためにブラッシュアップを図り、観光客誘致につなげる。	○	○	○	○	—	◎	○	○	◎	商工観光課			→
3 — 7	日本一のお茶を活用した観光産業の創出 各地域の茶業発祥地や茶畑の景観を巡るバスツアーや、茶摘みの体験等を実施する。	○	○	○	○	—	◎	○	—	◎	茶業課、商工観光課			→
3 — 8	観光誘致活動の推進 多角的な情報発信を継続し、観光誘致に取り組む関連業者や個人の育成に活かす。	○	○	○	○	—	◎	○	—	◎	商工観光課			→
3 — 9	多言語説明の充実 外国からの来訪者向けの多言語案内板、QRコードを用いた説明等を充実させる。	○	○	○	○	—	◎	○	○	○	商工観光課、文化財課			→





写真6-6 飯倉神社御田植祭



写真6-7 川辺祇園祭御所車



写真6-8 知覧灯彩路



写真6-9 菜の花まつり



写真6-10 えいのゴッソイまつり



写真6-11 番所鼻公園ライブ



写真6-12 川魚のつかみ取り



写真6-13 清水地区文化財めぐり
こども学芸員



(2) 地域振興に関する方針

地域資源は、地域への愛着や誇りの醸成、魅力づくり等、多様な役割や可能性を持っており、観光だけでなく、コミュニティの醸成、景観計画及び都市計画、特産品のブランディング等、多分野への活用が見込まれます。

そのため、行政においては複数の部門が連携して、地域資源を活かしたまちづくり・ひとづくり・ものづくりに取り組み、地域資源を活かした観光産業の創出とともに、農林水産業等を活性化し、税収や経済効果の向上を目指します。

また、地域資源を守り、活かすためには、市民・地域活動団体等の力が不可欠です。地域資源を活かした地域づくり・まちづくりにおいては、市民・地域活動団体等の理解と協力を得るとともに、協働に努め、地域資源を活かした地域づくりを支援します。

加えて、他の自治体とも連携し、交流都市等との共同事業や文化交流の推進も行っています。

表6-10 地域振興に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
3 — 10	古民家を活用した移住・交流おためし居住 対象となる住宅を整備し、移住者へのサポート体制を構築する。	○	○	○	○	—	◎	—	○	◎	商工観光課			▶
3 — 11	地域資源を巡るサイクリングコースの設定 市内の地域資源を巡るコースを設定し、サイクリングマップを作成する。	○	○	○	○	—	◎	—	—	◎	商工観光課			▶
3 — 12	南九州市の特産品・名物活用の推進 市、特産品協会、観光協会で推進事業を実施する。	○	○	○	○	—	◎	—	—	◎	商工観光課			▶



表6-11 地域振興に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	財源					主体				市担当課	事業期間		
		国費	県費	市費	助成金等	民間資金	市	専門家	所有者	個人団体		前	中	後
3 — 13	知覧茶のブランド力強化 市内外でのPRの場を設定するとともに、SNS等を利用した情報発信を推進する。	○	○	◎	○	—	○	—	—	◎	茶業課、 商工観光課			
3 — 14	農産品のブランド化・高付加価値化 農産品や加工品をブランド化し、SNS等の情報発信を通じて市内外にその魅力をPRする。	○	○	◎	○	—	○	—	—	◎	耕地林務課			
3 — 15	交流都市等との事業の推進、文化交流 姉妹都市等との交流事業を継続し、地域資源を活用した特産品等のPRにつなげる。	○	○	◎	○	—	◎	—	—	○	企画課			
3 — 16	南九州市かわなべ青の俳句大会の開催 開催を継続し、児童・生徒への俳句に対する興味・関心の向上に努める。	—	—	◎	○	—	◎	○	—	○	学校教育課			
3 — 17	平和スピーチコンテストの開催 開催を継続し、平和の町をPRする。	—	—	◎	○	—	◎	○	—	—	知覧特攻 平和会館			
3 — 18	みどりの美術展の開催 開催を継続し、作品展示をと おして市内の地域資源のPRにつ なげる。	—	—	◎	○	—	○	○	—	◎	社会教育課			
3 — 19	指定文化財・地域資源を活用したイベントの継続 小京都まつりや磨崖仏まつり 等地域資源を活用したイベント を継続し、知名度の向上を図 る。	○	○	◎	○	○	○	○	—	◎	商工観光課			
3 — 20	河川・海岸・水産業に親しむイベントの開催 水産資源と直結する水環境に ついて学び親しむ機会を提供す る。	○	○	◎	○	○	○	○	—	◎	商工観光課			
3 — 21	山林・林業に親しむイベントの開催 豊富な森林資源を活用し、市 民・観光客を対象としたイベン トを開催し、興味・関心の向上 に努める。	○	○	◎	○	○	○	○	—	◎	耕地林務課			

6-4. 本市文化財の保存・活用における課題・方針・措置（施策）

本計画の目指す将来像「南九州市地域資源とともに生きるまちづくり」から、3つの基本方針「知る」「守る」「活かす」を設定しました。基本方針を基に、現状分析から導き出した課題と保存活用に関する方針を整理し、方針に沿って策定した措置（施策）を一覧にまとめました。



	課題	保存と活用に関する方針
知る	①国・県指定等文化財指定を目指す別件の情報が不足している ②未指定文化財の現状把握がなされていない	方針1：地域資源の調査を持続的に行います
	①地域資源を学ぶ学習機会が不足している ②指定等文化財を含む地域資源へ導くための案内板等の整備が進んでいない ③ボランティアガイドが対応できる地域資源が限定されている ④地元で大切にされている地域資源が、他の地域では知られていない	方針2：持続的に情報発信を行い、地域資源を活かした教育・学習の多様な機会づくりを官民で連携しながら取り組みます
守る	①過疎化により地域資源の保全が難しくなっている ②詳細調査が行われていない博物館等の収蔵品がある ③無形民俗文化財の披露の機会が減少している ④無形民俗文化財保存会の会員が減少している ⑤国の伝統工芸である川辺仏壇の後継者が不足している	方針1：地域資源の総合的な調査・研究の成果を踏まえ、文化財ごとに適切な保存管理を行います
	①指定等文化財以外の地域資源に関する案内板等が設置されていない ②来訪者が増えている地域資源の環境整備を継続する必要がある ③国指定等文化財の保存活用計画が策定されていない	方針2：住民生活に配慮しながら、保存・継承の観点から整備を実施し、地域の魅力を高めるような良好な保存管理と活用を目指します
	①文化財に関する防犯・防災意識が高まっていない ②建造物等の火災に弱い地域資源の防火体制が確立していない	方針3：地域資源を犯罪や災害から守るために官民の共助体制を構築し、維持する体制を整えます
活かす	①住民が地域資源を知る機会が少ない ②旅行形態が団体から個人へ変化し、来訪者のニーズが変化している ③観光客と住民の交流の場が少ない ④特産品の知名度が低く、十分に活用されていない	方針1：南九州市の歴史文化に多く触れてもらえるように滞在型の観光を目指します
	①少子高齢化・過疎化により人口減少が続いている ②地域活動団体の活動が難しくなっている ③各産業の後継者が不足している ④自然環境や第一次産業に親しむ機会が少ない ⑤単独自治体では取り組めない事業がある	方針2：地域資源を生かしたまちづくり・ひとづくり・ものづくりに取り組みます

図7-1 文化財の保存・活用における課題・方針・措置（施策）

保存と活用に関する措置（施策）	
調査・研究	1-1 埋蔵文化財の学術調査
	1-2 市内城館分布調査
	1-3 無形民俗文化財把握調査
	1-4 市内石造物把握調査
	1-5 市内寺院跡把握調査
	1-6 神社建築把握調査
	1-7 市内貴重生物分布調査
	1-8 地域資源（未指定文化財）の調査及び把握
	1-9 指定等文化財の定期的な巡視
	1-10 南九州市文化財ガイドブックの改訂
	1-11 指定文化財パンフレット・リーフレットの発行及び改訂
普及啓発	1-12 茶れんじ隊の実施
	1-13 郷土教育の推進
	1-14 薩南文化講演会・川辺歴史文化講演会の開催
	1-15 ミュージアム知覧企画展
	1-16 知覧特攻平和会館企画展
	1-17 『南九州市史』（郷土史）刊行の検討
	1-18 郷土研究誌『南九州市 薩南文化』の刊行
	1-19 『ミュージアム知覧紀要・館報』の刊行
	1-20 『知覧特攻平和会館紀要』の刊行
	1-21 「広報 南九州」文化財関連記事掲載
	1-22 ボランティアガイドの育成
保存・管理・継承	1-23 コミュニティバス「ひまわりバス」を利用した地域資源巡り
	1-24 自然環境に関する学習機会の提供
	1-25 インターネットを利用した広報の充実
	1-26 指定等文化財標柱・説明板等の設置・更新
	2-1 南九州市文化財保護審議会の開催
	2-2 南九州市伝統的建造物群保存地区保存審議会の開催
	2-3 南九州市博物館協議会の開催
	2-4 鹿児島県指定文化財保護事業
	2-5 新たな市指定文化財の指定
	2-6 市指定文化財補助
	2-7 知覧型二ツ家・旧高城家住宅茅葺屋根維持管理
整備	2-8 収蔵品の詳細調査及びレプリカの作成
	2-9 文化財保護指導員による巡回
	2-10 既存公園の整備・維持管理体制の構築
	2-11 鹿児島県立自然公園の管理・保全（海岸線の景観の保全）
	2-12 知覧水車からくりの保存・継承
	2-13 無形民俗文化財の活動支援
	2-14 川辺仏壇振興事業
	2-15 無形民俗文化財披露機会の確保
	2-16 未指定文化財・地域資源の看板等設置
	2-17 国指定史跡「知覧城跡」整備
	2-18 国選定「南九州市知覧重要伝統的建造物群保存地区」整備事業
防災・防犯	2-19 重要伝統的建造物群保存地区の環境整備
	2-20 国選定「南九州市知覧重要伝統的建造物群保存地区」整備事業（直接事業）
	2-21 県指定文化財「清水磨崖仏」の保存・整備
	2-22 県指定文化財「額娃城跡」の保存・整備
	2-23 景観条例に基づく街並み整備
	2-24 国登録有形文化財の整備
	2-25 防災計画における文化財所在地情報の反映
	2-26 災害時における文化財被害の早期把握体制の構築
	2-27 文化財防火デー防火訓練の実施
	2-28 伝建地区における防災施設の更新
	2-29 防災・防犯としての指定等文化財の定期的な巡視
観光活用	3-1 地域資源マップの作成・地域資源巡りの開催
	3-2 地域資源を活かした観光コースの確立
	3-3 グリーン・ツーリズムの推進
	3-4 指宿枕崎線を活用した観光客誘致
	3-5 南薩鉄道知覧線跡の活用
	3-6 魅力ある観光資源の発掘と活用
	3-7 日本一のお茶を活用した観光産業の創出
	3-8 観光誘致活動の推進
	3-9 多言語説明の充実
	3-10 古民家を活用した移住・交流おためし居住
	3-11 地域資源を巡るサイクリングコースの設定
地域振興	3-12 南九州市の特産品・名物活用の推進
	3-13 知覧茶のブランド力強化
	3-14 農産品のブランド化・高付加価値化
	3-15 交流都市等との事業の推進、文化交流
	3-16 南九州市かわなべ青の俳句大会の開催
	3-17 平和スピーチコンテストの開催
	3-18 みどりの美術展の開催
	3-19 指定文化財・地域資源を活用したイベントの継続
	3-20 河川・海岸・水産業の親しむイベントの開催
	3-21 山林・林業に親しむイベントの開催